なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

｛１－（L＋L’１＋L’２－50）÷（L＋L’１＋L’２）｝×100（単位：パーセント）。

㈱　上記式においてL、L’１及びL’２は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L’２：別添６のうちＡに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）。

㈡　大都市近郊区間を含む区間

イ）割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添６のうちＡに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

（a×((LR＋L’１R’１）×0.5＋L’２R’２）＋75）×t＋P＋P’×0.5

※ただし、上記式において、(a×((LR＋L’１R’１）×0.5＋L’２R’２）＋75）×t又はP’×0.5の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてa、L、L’１、L’２、P、P’、R、R’１、R’２及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L’２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。

P　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）。

P’　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）。

R　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

t　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）。

ロ）割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添６のうちＡに掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

（a×((LR＋L’１R’１）×（１－d）＋L’２R’２）＋150×（１－d））×t＋P＋P’×（１－d）

※ただし、上記式において、(a×((LR＋L’１R’１）×（１－d）＋L’２R’２）＋150×（１－d））×t又はP’×（１－d）の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてa、d、L、L’１、L’２、P、P’、R、R’１、R’２及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d　：㈡に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L’２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。

P　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）。

P’　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）。

R　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

t　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）。

ハ　適用する期間

平成21年７月８日から平成26年３月31日までとする。

⑦　早朝夜間割引

イ　割引をする自動車

㈠　対距離制区間等

大都市近郊区間又は別添６のうちＢ若しくはＣに掲げる高速道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午後10時から翌午前６時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、中央自動車道富士吉田線のうち均一制区間の距離については、通行区間のいかんにかかわらず、一律8.8キロメートルとして取り扱うものとする。

㈡　均一制区間

均一制区間又は別添６のうちＥに掲げる高速道路を通行し、かつ、午後10時から翌午前６時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間の通行料金並びに別添６のうちＢ、Ｃ及びＥに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添６のうちＢ、Ｃ若しくはＥに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（新湘南バイパスについては、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ　その他

新湘南バイパスについては、平成21年３月28日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。

⑧　平日夜間割引

イ　割引をする自動車

平日の午後10時から翌午前０時までの間（平成21年３月30日から平成26年３月31日までについては、平日の午前４時から午前６時までの間又は平日の午後８時から翌午前０時までの間。）に高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車。